

奈良市子ども読書活動推進懇話会開催要綱

(開催趣旨)

第1条 本市における子どもの読書活動推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、奈良市子ども読書活動推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための基本的な方針に関すること。
- (2) 子どもの読書活動を推進するための実施計画に関すること。
- (3) 「奈良市子ども読書活動推進計画」の進捗状況に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 読書活動関係団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育長が適当であると認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、平成29年度までを目途とする。

(情報公開)

第7条 懇話会は奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づき、原則公開する。

その手続きについては、奈良市審議会等の会議の公開に関する指針に準じて行う。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則（平成27年2月10日）

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。